

魚津市農業委員会総会議事録

- ・とき 令和5年2月3日（金）
午後1時30分
- ・ところ 魚津市役所第一会議室

議 事

- 第1 議事録署名委員について
- 第2 議案 第 5 号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について
- 第3 議案 第 6 号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
- 第4 議案 第 7 号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
- 第5 議案 第 8 号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見決定について
- 第6 議案 第 9 号 魚津市農業委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の一部改正について

- 総会の種類 定例総会
1. 総会の期日 令和5年2月3日(金)
 2. 総会の場所 魚津市役所第一会議室
 3. 農業委員の定数 14名
 4. 総会に出席した農業委員の数 11名
 - 会長(議長) 14番 杉山 篤勇
 - 委員 2番 小坂 義則 3番 宮坂 博一
 - 4番 佐々木 隆 5番 住田 賀津彦
 - 6番 関口 卓司 7番 大崎 章博
 - 8番 金坂 隆男 10番 松田 治之
 - 12番 谷越 彦茂 13番 石坂 誠一
 5. 総会に欠席した農業委員の数 1名
 - 1番 稗苗 史絵 9番 高橋 順子
 - 11番 北田 直喜
 6. 総会に出席した農地利用最適化推進委員の数 2名
 - 経田地区 経田 高久
 - 西布施地区 谷崎 雅彦
 7. 議事録署名委員
 - 12番 谷越 彦茂 13番 石坂 誠一
 8. 総会に出席した職員
 - 事務局長 矢野 道宝 庶務係長 高森 玲子
 - 主査 本田 陽一 主事 小川 聡志
 - 主事 小林 智樹
-

【開 会：午後1時30分】

議 長： それではただ今から令和4年度2月農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は委員14名中11名出席ですので、総会は成立しております。

本日の議事録署名委員には、12番谷越委員、13番石坂委員にお願いいた

します。

議案第5号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第5号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてご説明します。

2ページ目の総括表をご覧ください。今月の申請は1件1筆です。地区別の内訳は表のとおりです。面積が1,987 m²です。

【議案第5号 議案書をもとに朗読】

今回の申請は、いずれも農地法による各要件を満たしていることから、所有権移転による農地取得について特に問題ないと思われま

議長： ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの説明をお願いします。

12番： 事務局より説明のあった通りである。申請地は近い将来、圃場整備事業を実施予定であり、地権者の同意を得るべく、所有権移転を行うものである。

議長： 事務局並びに担当確認委員から説明を求めました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

(「異議無し」の声あり)

議長： 異議が無いようですので、議案第5号は許可決定いたします。

議案第6号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第6号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてご説明します。

5ページ目の概要をご覧ください。今月の申請は1件2筆です。地区別の内訳は表のとおりです。面積合計が2,466 m²です。

それでは6ページをご覧ください。今月の総括表です。読み上げてご説明いたします。

【議案第6号 議案書をもとに朗読】

本申請について、農地の区分と転用目的については適当であると考えます。また、すべての許可要件を満たしていると考えます。

議長： ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの説明をお願いします。

7番： 事務局から説明のあった通りであるが、申請者は農業はやれないといわれており、土地も適しており、仕方ないのかなと思います。

議長： 事務局並びに担当確認委員から説明を求めました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

13番： 申請地は米を作っていたのか。塩害はどんなもんか。

7番： もろに塩害を受けます。この辺りの海岸沿いは全部アウトです。

議長： このほかに意見が無いようでしたら、申請通り許可決定してよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議 長： 異議が無いようですので、議案第 6 号は意見決定いたします。

議案第 7 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第 7 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定についてご説明します。

8 ページ目の概要をご覧ください。今月の申請は 3 件 5 筆です。地区別の内訳は表のとおりです。面積合計が 3,134 m²です。

それでは 9 ページをご覧ください。今月の総括表です。読み上げてご説明いたします。

【議案第 7 号 議案書をもとに朗読】

本申請について、農地の区分と転用目的については適当であると考えます。また、すべての許可要件を満たしていると考えます。

議 長： ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの説明をお願いします。

事務局： 担当委員より、問題なしと聞いております。

2 番： 2 件目につきまして、地域接続ということで、共同で作業しておられる敷地が手狭であり、問題ないかと思えます。

13 番： 3 件目につきまして、狭い場所でありかつて雑草が茂っていた場所である。問題はないと思われる。

議 長： 事務局並びに担当確認委員から説明を求めました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

7番： 2件目について、排水はどのような構造となるのか。

事務局： オリフィスであり、申請地の一部を調整池として利用して排水調節を行います。

13番： 申請地の一部分を窪地にするということであるが、転用目的の実施に問題はないのか。

事務局： 問題ないそうです。

13番： 申請地の西側はどうなっているのか。

事務局： 高低差があり、下がります。また、隣接地に送電線鉄塔が建っています。

議長： このほかに意見が無いようでしたら、申請通り決定してよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議長： 異議が無いようですので、議案第7号は意見決定いたします。

議案第8号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案8号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見決定についてご説明します。

今月の案件は全47件、178筆、216,104 m²になります。今回の計画は、農用地の効率的な利用、農作業状況等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長： ただいま事務局からの説明が終わりました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

13番： 借り手で現に耕作している面積は0 m²とあるがどういうことか。

事務局： 個人名義で耕作していたが、団体名義のものはなかったので0 m²と表記されています。

議長： このほかに意見が無いようでしたら、申請通り決定してよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議長： 異議が無いようですので、議案第8号は決定いたします。

議案第9号魚津市農業委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の一部改正について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第9号魚津市農業委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の一部改正についてご説明します。

【議案第9号 議案書をもとに朗読】

議長： ただいま事務局からの説明が終わりました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

(「異議無し」の声あり)

議 長： 異議が無いようですので、議案第9号は決定いたします。

これで議案審議は終わりましたが、その他の協議事項について事務局より説明して下さい。

事務局： ・令和4年度農業委員会研修会
・農地利用最適化業務活動日誌の作成及び提出について

議 長： 以上で本日の総会を終了します。

【閉 会：午後2時36分】

【別添】

農地法第3条調査書

議案第5号 受付番号1番

(所有権移転)

譲渡人	譲受人	作成者 小川 聡志
	判断の理由	該当
第2項第1号 (全部効率 利用)	・譲受人のリース予定している機械の能力、農作業に従事する雇用予定者の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	しない
第2項第2号 (農地所有適格 法人以外の法人)	・譲受人は個人であり適用なし	しない
第2項第3号 (信託)	・信託ではないため適用なし。	しない
第2項第4号 (農作業常時従 事)	・譲受人及び雇人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	しない
第2項第5号 (下限面積)	・譲受人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積を超える。	しない
第2項第7号 (地域調和)	・今回の申請は、譲渡人が、以前から労働力不足により農地管理ができないため、譲渡人の希望により、農地の所有権を移転するものである。申請地はこれまで、譲受人とは別の人によって水稻栽培が行われており、権利移転後は、これまでと同様に水稻栽培を行う予定であるため、所有権の移転によって、周囲への影響はないと考えられる。 本件の権利取得により、農地の集団化、農作業の効率化、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じなくなると考えられる。 なお、1月20日、事務局小林、小川が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	しない

【別添】

農地法第4条調査書

議案第6号 受付番号1番

申請者		作成者 小林 智樹
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地はおおむね32haの一団の農地の区域内にあり、農地の区分は第1種農地と判断します。	
転用目的	申請地は駅や病院、学校施設などが近く需要が見込まれることから共同住宅を建設する計画がある。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については全額借入金でまかなう計画ですが、申請書に融資可能証明書を添付しており、適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事を行う計画です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用できる見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、共同住宅敷地のための必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は共同住宅敷地の整備が目的であり、該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界にコンクリートよう壁を設け、隣接地等に被害の及ばぬよう十分に配慮されます。 雨水排水については近くの側溝へ放流し、生活雑排水については公共下水道施設を利用しており、問題ないと考えます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

農地法第5条調査書

議案第7号 受付番号1番
(賃借権一時転用)

譲受人	譲渡人	作成者 小林 智樹
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域（第一種住居地域）が定められた市街地の区域内にある農地であり、第3種農地と判断しました。 転用許可基準は原則許可です。	
転用目的	譲受人は河川改修取水路工事に伴い、現場徒歩圏内で現場事務所を建設する計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については自己資金でまかなう計画で取引明細書を申請書に添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、事務所及び資材置場として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、事務所および資材置場の建設が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界にコンクリートよう壁を設け、近隣の農地などに被害を及ぼぬよう十分配慮されます。雨水排水については近くの水路へ放流されます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

農地法第5条調査書

議案第7号 受付番号2番
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 小林 智樹
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、おおむね33haの一団の農地の中にあり、土地改良事業施行済区域内の農地であるため、第1種農地と判断しました。転用許可基準は集落接続です。	
転用目的	譲受人は、現在共同利用している資材置場および駐車場が手狭となったため、新たに自身所有地での視座置場および駐車場を設ける計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については自己資金でまかなう計画で残高照会結果書を申請書に添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、資材置場および駐車場敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、資材置場および駐車場の建設が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界にコンクリートよう壁を設け、近隣の農地などに被害を及ぼぬよう十分配慮されます。雨水排水については近くの水路へ放流されます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

農地法第5条調査書

議案第7号 受付番号3番
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 小林 智樹
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は経田駅まで300m以内であり、第3種農地と判断します。転用許可基準は原則許可です。	
転用目的	譲受人は、子の成長を考え、また夫婦共働きであることから保育園や小学校、駅にも近い土地に戸館住宅を建設する計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については借入金でまかなう計画で、金融機関の融資可能証明書を申請書に添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、住宅敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、住宅の建設が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界にコンクリートよう壁を設け、近隣の農地などに被害を及ぼぬよう十分配慮されます。生活排水については公共下水道施設を利用し、雨水排水については近くの水路へ放流されます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		